## 2024年9月号トピックス

商務省事業開発局は、バンコクに本社を置く休眠中のパートナーシップおよび会社 の登記を抹消する旨。

商務省事業開発局は、バンコクに本社を置く法人 11,515 のパートナーシップおよび 会社を登記から抹消することについて、2024年9月2日および9月16日付でバンコクパートナーシップおよび会社登記事務所から2件の通達を発表した:

- 1. 今年度から 3 年連続で財務諸表を提出せず、取引や事業を行っていないと判断されたケースが合計 8,420 件。
- 2. 会社パートナーシップが解散したが、清算人が勤務していなかった、または 清算報告書が作成されていなかった、もしくはパートナーシップ解散日から 3年以内に清算結了登記が登記所に提出されていなかったケースが3,095件。

これらの通達に記載された法人は、この通達日から 90 日以内に登記官に対して説明を求めることができる。この期間内に措置が取られない場合、その名前は登記簿から抹消され、特段の証明がない限り、即座に法人格を失う。

会社が消滅会社と分類されると、いかなる法的取引もできなくなるが、共同経営者、株主、取締役、その他の役員の責任は引き続き執行可能である。登記簿から抹消された日から10年以内であれば、裁判所の命令により復活させることができる。

日本語訳 竹原

## 【解説】

- 本通達は、特に、「今年度から3年連続で財務諸表を提出せず、取引や事業を行っていないと判断された」会社については、考量する必要がある。
- この通達が適用される法人格が抹消された場合、当該抹消された会社は、取引ができなくなる、かつ、当然にして銀行取引もできなくなる、と解されるからである。
- これを知らずに取引をした場合、その法的効果はどうなるか等々、論点は多く、 また、罰則も不明であるので、今後も注視する必要があろう。

形部記す